

社会福祉法人あおい会 障害事業部

身体拘束適正化検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 名称は、身体拘束適正化検討委員会(以下、「委員会」という。)という。

(目的)

第2条 あおい会障害福祉サービス事業を利用する利用児者に対する身体拘束は生活の自由を制限するものであり、利用児者の尊厳ある生活を侵害するものである。この委員会は、利用児者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施を目的とする。

(付議事項)

第3条 この委員会の付議事項は次のとおりとする。

- ①職員の身体拘束適正化への知識・意識の向上に関すること
- ②身体拘束適正化のための研修の開催に関すること
- ③各種情報の収集に関すること

(構成)

第4条 この委員会は、次の者をもって構成する。

- ①統括管理者
- ②拠点の管理者

(委員会の議長)

第5条 この委員会の委員長は委員の互選により決める。委員長が議長となる。

2 委員長欠席の際は、委員長が指名した者が議長となる。

(議長の任務)

第6条 議長の任務は、下記のとおりとする。

- ①議長は委員会を招集し、会議の開催、進行を行う。
- ②議長は必要に応じて、付議事項に関連して、関係者の出席を求めることができる。

(委員会の開催)

第7条 この委員会は、原則として年に1回以上開催する。ただし、緊急に開催が必要な時は、随時委員長が招集するものとする。

(会議録)

第8条 この委員会の会議録は事務局員が作成し、委員長の承認を得て3年間保存する。

(機密の保持)

第9条 この委員会に出席し、知り得た機密を漏洩してはならない。機密を要する事項は、その都度議長が指定する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は1年とし、毎年4月に改選する。ただし再選を妨げない。

(委員の補充)

第11条 委員に欠員を生じた時、補充委員を指名する。補充された委員の任期は前任者の残りの期間とする。

(要綱の改廃)

第12条 この要綱の改廃は、理事長の決済をもって行うものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。